

<問い合わせ先>

国土交通省自動車交通局

安全政策課 山崎、角井

電話 03-5253-8111（内線 41623, 41624）

直通 03-5253-8566

平成20年6月30日

自動車交通局

7月はバス車内事故防止キャンペーン月間です。

(社)日本バス協会では、全国のバス事業者会員等と連携して車内事故防止キャンペーンを実施します。

社団法人日本バス協会では、バス事故の約3割を占める乗客の車内での事故及び乗降時の事故（車内事故）を防止するために、全国の会員バス事業者、地方バス協会等と連携して、7月を安全対策の推進強化月間として、別紙のとおり「バス車内事故防止キャンペーン」を実施します。

この取り組みは、国土交通省自動車交通局に設置する「自動車運送事業に係る交通事故要因分析検討会」における安全対策の提言を踏まえ、社団法人日本バス協会が国土交通省からの要請に基づき、昨年から全国規模で実施しているものです。

国土交通省では、社団法人日本バス協会と連携して、バス利用者に対する注意喚起、一般ドライバー等への協力要請等によりバス車内事故防止に努めていきます。

バス車内事故防止キャンペーン（（社）日本バス協会）の概要

I. 実施期間 平成20年7月1日（火）～7月31日（木）（1ヶ月間）

II. 重点項目

1. 一般乗合バス（高速バスを除く。）
 - （1）ゆとり乗降（バスが停車してから離席する。）の啓発
 - （2）ゆとり運転（乗客が着席してから発車する。）の励行
2. 貸切バス、高速バス、リムジン（空港連絡）バス等
乗客へのシートベルト着用徹底

III. 実施事項

1. 利用者への啓発活動
 - （1）車内へのポスター掲示、ステッカー貼付
 - （2）車内アナウンスの活用
 - （3）バスが乗り入れている病院、高齢者のバス利用者が多い施設等へのポスター掲示
 - （4）社団法人日本バス協会及び各会員バス事業者のホームページでの広報
（日本バス web <http://www.bus.or.jp/info/index.html>）
 - （5）地方自治体の広報誌への掲載等
2. 一般ドライバー等への協力要請
一般ドライバー団体、トラック事業者団体、タクシー事業者団体の広報誌等にバス車内事故防止への協力を掲載
3. その他会員バス事業者、乗務員の実施事項
 - （1）バス車内事故の削減目標及び削減計画の策定
 - （2）バス車内事故防止について勉強会を開催する等、乗務員に対するキャンペーンの趣旨、ゆとり運転の励行等の周知徹底
 - （3）運行ダイヤを点検し必要に応じて見直しをする等、「ゆとりダイヤ」の確保



バス車内事故防止キャンペーンのポスター